

建築トラブル多発！！
予防していますか？

平成27年4月1日

「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」 研修会開催のご案内

建築士事務所が行う設計・監理等の業務には様々なリスクが潜んでいます。建築主からの指摘によりトラブルが発生し、それが訴訟に発展した場合には、処理期間が長期に渡り、消費者にも建築士事務所にも大きな負担となります。このため、**トラブルを予防することが非常に重要**です。

この度、(一社)日本建築士事務所協会連合会では、「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」テキストを作成いたしました。このテキストは、建築士事務所協会が行う建築士法第27条の5に基づく苦情の解決業務で、相談者から寄せられた建築士事務所に対する苦情の事例の中で、予防という観点から特に参考となりそうな事例を抽出し、トラブル内容や発生原因を説明しています。また、併せて係争事例・判例及び建賠保険の事故例を掲載し、実際に起きたトラブルに特化した内容となっております。

本テキストを使用した研修会を受講することにより、建築士事務所の業務に潜む様々なリスクを知り、トラブルが発生した後に対処するのではなく、**未然に防ぐことの重要性を学習していただければ**と思います。

建築士事務所の皆様におかれましては、建築トラブルを予防することで、建築主からより一層信頼される建築士事務所となるために、本研修会を受講していただきたく存じます。

多数の方々のご参加をお待ちしております。

主 催 一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会

開催日時 平成27年6月25日(木) 受付13:00～ 開講13:30～16:40

会 場 埼玉建産連研修センター1階 101会議室
さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号 TEL 048-864-9313
地図：<http://www.sfcc.or.jp/>

定 員 90名 (先着申込み順とします)

受講対象 建築士事務所に所属する建築士等の建築関係従事者

研修会費 会員5,000円 非会員8,000円 (テキスト代込・税込)

講 師 弁護士、保険会社相談役(建賠保険専門家)、本協会指導委員長(苦情解決業務)等

内 容
1. リスク回避の重要性
2. 苦情の実例に学ぶ
3. 係争事例・判例に学ぶ
4. 賠償責任保険の事故例に学ぶ

テキスト 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」

申込期限 平成27年6月25日(木)

申込方法 **会 員** 受講申込書を申込先に FAX で送信して下さい。研修会費は、当日受付で申し受けます。欠席の場合は、銀行の指定口座へ振込んでください。折り返し、テキストを送付します。

非会員 銀行の指定口座へ振込にて研修会費を送金後、受講申込書と振込票の写しを同時に申込先に FAX で送信して下さい。(振込手数料は各自ご負担下さい。)

銀行振込指定口座

埼玉りそな銀行 県庁支店(104) 普通 0181017

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会

※申込まれた方には、受講票を FAX 致しますので当日お持ち下さい。

申込先 (一社)埼玉県建築士事務所協会 事務局 FAX 048-864-9381
〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号 埼玉建産連会館5F
問合せ電話番号 048-864-9313

お知らせ ①この研修会は、建築CPD情報提供制度の認定プログラムになる予定です。
②複数受講者がいる場合は、コピーしてご利用下さい。

「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会
受講申込書 (兼受講票)

(一社) 埼玉県建築士事務所協会 様 平成 年 月 日

| | | | |
|--|---|-----|--|
| 事務所名 | | 支部名 | |
| 所在地 | 〒 | | |
| Eメール | @ | | |
| TEL | | FAX | |
| 建築士事務所番号 | 一級 ・ 二級 ・ 木造 () 第 () 号 | | |
| 受講番号 | 受講者氏名 (下記欄にご記入ください) | | |
| 受講料 | 会員5,000円・非会員8,000円 注:会員事務所の所属建築士等は会員扱いです。 | | |
| 受講者様 上記受講番号にて、受講申込を受け付けました。 | | | |
| 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会 平成27年6月25日(木) 受付13:00～ 埼玉建産連研修センター1階 101会議室 問合せ電話番号 048-864-9313 | | | |
| 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 | | | |
| 申込書の送信先 FAX 048-864-9381 | | | |

※ 一度納入された会費については、いかなる場合も返金はできませんのでご了承ください(定員を超えた場合を除く)。